

保健センターからのおしらせ

事業名	とき	ところ	対象・内容など	問い合わせ先
乳幼児健康診査 ※最近の転入などで通知のない人や、当日受診できない人は連絡してください。	11カ月児健診 6月28（水）、29日（木） ※日程は個別に通知します。	保健センター	対象 ：健診日に10～11カ月になる乳児 持ち物 ：母子健康手帳、乳幼児健康診査問診票、バスタオル	こども未来課 母子健康係 TEL25-5004 FAX25-5128
もぐもぐ離乳食教室 ～これから楽しく始めよう～ 《予約制・先着20人》 ※託児希望も併せて受け付けます（定員15人）。	6月26日（月） 午後1時30分～3時30分	保健センター	対象 ：生後5カ月ごろの乳児の保育者 内容 ：離乳食の進め方の話と調理実習 持ち物 ：エプロン、4カ月児健診時にお渡しした「もぐもぐごっくん」の冊子、母子健康手帳、バスタオル、オムツ、ミルクなど	
妊産婦・育児相談 《予約制》 ※計測のみの人も、予約してください。	7月4日（火） 午前9時30分～11時10分	保健センター	対象 ：妊婦、乳幼児とその保育者 内容 ：妊婦相談・乳幼児に関する育児や栄養の相談、身体計測 持ち物 ：母子健康手帳、バスタオル	
健康相談 ～楽しく健康づくり～ ※電話相談（土・日曜日、祝日を除く）も利用してください。	7月3日（月） 受付時間：午後1時30分～2時30分	保健センター	対象 ：市民とその家族 内容 ：相談 健康づくり、病気、食事、運動、卒煙、節酒などに関する相談 ▶チェック BMI、体脂肪、血圧、肺年齢、アルコールパッチテスト、ロコモチェックなど	健康増進課 TEL25-5004 FAX25-5128

各種無料相談

※特記した相談以外は事前申し込みは不要です

相談の種類	とき	ところ	内 容	申し込み・問い合わせ	
常設相談	午前9時～正午 午後1時～4時30分 （閉庁日を除く毎日）	市役所1階 市民相談室	民事・家事・行政などの相談 相談員 ：嘱託相談員、市職員 ※メールでの相談は受け付けできません。	市役所1階市民課 市民相談係 TEL25-5005 FAX25-5021	
法律相談 《先着9人・予約制・申し込み順・前日までに予約を》	6/28（水）、7/5（水） 午後1時30分～4時40分 （1人20分）	市役所1階 市民相談室	あらゆる法律問題 相談員 ：京都弁護士会所属弁護士 ※相談には当事者がお越しください。		
多重債務法律相談 《予約制・前日までに予約を》	6/27（火） 午後5時～6時30分 （1人30分以内）	南丹市園部 公民館	破産、民事再生、特定調停などの手続き、借金に関する法律相談 相談員 ：京都弁護士会所属弁護士 ※相談には当事者がお越しください。		
消費生活相談	午前9時～正午 午後1時～4時30分 （閉庁日を除く毎日）	市役所1階 市民相談室	悪質な商法による被害の相談、苦情、クーリングオフの仕方など 相談員 ：消費生活相談員 ※メールでの相談は受け付けできません。	市役所1階消費生活センター（市民課内） TEL25-5005 FAX25-5021	
司法書士による相談会 《予約優先》	7/7（金） 午後6時～9時	ガレリアかめおか2階研修室	登記、多重債務、成年後見、法律相談など 相談員 ：京都司法書士会所属司法書士	京都司法書士会事務局 TEL075-255-2566	
税務相談 《相談日一週間前の午前中までに予約を》	7/6（木） 午後1時30分～4時30分	亀岡商工会議所	税金に関すること 共 催 ：近畿税理士会園部支部	（公社）園部納税協会 TEL0771-62-0039	
女性の相談室	一般相談	午前10時～午後4時 （閉庁日を除く毎日）	市役所5階 人権啓発課	女性が抱えるさまざまな悩みについて ※電話相談は TEL・FAX25-7171	市役所5階人権啓発課 TEL・FAX25-7171 ※フェミニストカウンセリング、法律相談については、託児、手話通訳、要約筆記も併せて受け付けます。
	フェミニストカウンセリング 《先着3人・予約制》	7/6（木） 午前10時30分～午後1時30分 （1人50分）	総合福祉センター3階働く女性の家相談室	仕事、夫婦、家庭、子育て、セクハラ、DV（夫または恋人からの暴力）など女性が抱えるさまざまな悩み 相談員 ：フェミニストカウンセラー（女性）	
	法律相談 《先着3人・予約制》	7/13（木） 午後1時30分～3時30分 （1人30分）		女性が抱える身近な法律上の問題 相談員 ：京都弁護士会所属弁護士（女性）	
人権相談 ※第2・4月曜日実施（祝日の場合は翌日）	6/26（月）、7/10（月） 午後1時30分～4時30分	市役所1階 市民相談室	女性や子ども、高齢者、障害者に対する差別や、同和問題など、さまざまな人権にかかわる相談 相談員 ：人権擁護委員 ※電話相談は TEL25-0638 へ	市役所5階 人権啓発課 TEL25-5018 FAX22-6372	
国民年金相談	午前9時～正午 （火曜日のみ午前10時～） 午後1時～4時 （閉庁日を除く毎日）	市役所1階 市民課国民年金係（4番窓口）	国民年金に関する相談 相談員 ：国民年金相談員、市職員 持ち物 ：年金手帳、免許証など本人確認できるもの	市役所1階 市民課国民年金係 TEL24-0294 FAX25-5021	
カウンセリング @ホーム	7/6（木） ①午後7時から ②午後8時から （1人50分）	総合福祉センター3階相談室	仕事のこと、人間関係や自分の性格、恋愛、結婚、将来のことなど 相談員 ：臨床心理士・キャリアカウンセラー・精神保健福祉士 対 象 ：15歳～35歳までの人またはその家族	総合福祉センター内 勤労青少年ホーム TEL24-3071 FAX24-3071 ※託児、手話通訳、要約筆記も合わせて受け付けます。	

自治体職員をかたる還付金詐欺に注意！ 亀岡市消費生活センター